

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで  
私は、昭和39年3月にB社の関連会社に入社し、平成18年1月まで1日の空白もなく継続して勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C企業年金基金から提出された加入者台帳及びD健康保険組合の加入証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年12月1日にA社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC企業年金基金の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、これについて全国のF（業務）を統括するG社は、「A社が適用事業所ではなくなった同日に在職していた申立人は、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していた。」と認めていることから、A社は申立期間中も事業を継続し、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りがあったことを認めている上、

事業主が昭和 44 年 11 月 30 日付けで、適用事業所ではなくなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和42年3月にB社の関連会社に入社し、44年12月中旬まで継続して勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された厚生年金基金連合会の「お知らせ」のはがき及び企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記中脱記録照会（回答）及び厚生年金保険被保険者原票の昭和44年10月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、これについて全国のD（業務）を統括するE社は、「A社が適用事業所ではなくなった同日に在職していた申立人は、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していた。」と認めていることから、A社は申立期間中も事業を継続し、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和 44 年 11 月 30 日付けで、適用事業所ではなくなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成8年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和46年8月から平成13年5月までA社に継続して勤務していたが、申立期間のB工場から本社への転勤時の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録及びA社から提出された平成8年賃金台帳兼所得税源泉徴収累計簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成8年10月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳兼所得税源泉徴収累計簿において確認できる平成8年9月の報酬月額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成8年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同年9月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年8月23日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、4年7月31日から5年4月1日までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社（事業所記号番号：B）における資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和38年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成4年7月31日から5年4月1日まで  
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで  
③ 平成6年4月28日から同年9月21日まで

私は、A社に平成2年9月1日から6年9月21日まで勤務していたが、その勤務期間のうち、4年7月31日から5年4月1日までの期間及び6年4月28日から同年9月21日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

また、平成5年4月から6年3月までの標準報酬月額が20万円に減額されているが、当時の給与支給額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録及びA社（B）の複数の元従業員から提出された給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年8月23日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における



資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できるところ、当該あっせん後に、同社に係る別の申立てにおいて、同年7月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の元従業員は、申立期間①当時、同社の経営状況は悪く、給料の遅配や未払いもあった旨回答しており、当時、同社において保険料の滞納があったことをうかがえることが判明した。

また、オンライン記録によると、A社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定又は同年8月、同年10月及び同年11月の随時改定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者及び5年3月19日付けで、当初4年8月1日と記録されていた資格喪失日が遡って同年7月31日に訂正されている者が、申立人以外に同社の事業主を含め35人いることが確認できる。

一方、当初のオンライン記録によると、A社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、適用事業所（事業所記号番号：C）となっている。しかしながら、その前後の同社の代表取締役及び所在地は同一であり、4年7月31日に被保険者資格を喪失した申立人を含む従業員のほぼ全員が5年4月1日に被保険者資格を取得している上、商業登記簿謄本においても解散等の形跡は無いこと、及び日本年金機構D事務センターも「適用事業所ではなくなった日の翌日に同一事業所を新規適用することは通常処理とは言えない。」旨回答していることを踏まえると、申立期間①において同社は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失したとする処理及び5年3月31日にA社（B）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を同社（C）が再度適用事業所となり、申立人が再度同社において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における平成4年6月のオンライン記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、28万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は50万円、同年12月17日は53万円、16年8月10日及び同年12月15日は50万円、17年8月10日は48万円、同年12月20日は43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日  
② 平成15年12月17日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年8月10日  
⑥ 平成17年12月20日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録が欠落しているので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行口座の「取引推移一覧表」により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同職種の複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記「取

引推移一覧表」で確認できる賞与振込額及び上記元同僚の賞与明細書により算定した厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 11 日は 50 万円、同年 12 月 17 日は 53 万円、16 年 8 月 10 日及び同年 12 月 15 日は 50 万円、17 年 8 月 10 日は 48 万円、同年 12 月 20 日は 43 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月27日は24万9,000円、17年7月28日は27万3,000円、同年12月22日及び18年7月28日は26万7,000円、同年12月26日は35万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月27日  
② 平成17年7月28日  
③ 平成17年12月22日  
④ 平成18年7月28日  
⑤ 平成18年12月26日

私は、A社B（部門）に勤務した期間の平成16年冬季分、17年夏季分、同年冬季分、18年夏季分及び同年冬季分までの5回分の賞与の記録が無い。いずれも厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、

申立人から提出された平成 16 年度冬季及び 18 年度夏季の賞与支払明細書並びに平成 17 年分及び 18 年分給与所得の源泉徴収票において推認される厚生年金保険料控除額から、16 年 12 月 27 日は 24 万 9,000 円、17 年 7 月 28 日は 27 万 3,000 円、同年 12 月 22 日及び 18 年 7 月 28 日は 26 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 35 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで  
私は、昭和54年3月16日にA社B工場に入社し、55年2月1日に同社C工場に異動したが、同社B工場での資格喪失日が相違している。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された同僚対象者リスト及び人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和54年12月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 4447（事案 3235、3661、4124 及び 4317 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、社会保険事務所（当時）から申立期間の国民年金保険料の納付を電話で促され、私の母が未納となっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその母は、国民年金保険料を納付したのは1回だけであると申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料（合計金額23万9,400円）を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられること、ii) オンライン記録によると、申立期間直後の14年2月及び同年3月分の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、23年2月2日、同年7月6日、24年2月29日及び同年7月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情は見当たらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4448 (事案 3361 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月から 17 年 3 月までの期間、同年 4 月から 18 年 4 月までの期間、同年 5 月から同年 6 月までの期間、同年 7 月から 19 年 6 月までの期間、同年 7 月から 20 年 6 月までの期間及び同年 7 月から 21 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、全額免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月から 17 年 3 月まで  
② 平成 17 年 4 月から 18 年 4 月まで  
③ 平成 18 年 5 月から同年 6 月まで  
④ 平成 18 年 7 月から 19 年 6 月まで  
⑤ 平成 19 年 7 月から 20 年 6 月まで  
⑥ 平成 20 年 7 月から 21 年 6 月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、平成 15 年 4 月から国民年金保険料の全額免除の申請手続きを行っていた。新たな資料及び情報は無いが、とにかく申立期間について免除申請をしたので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までに係る申立てについては、i) 申立期間②については、申立人は平成 18 年 3 月 14 日に国民年金保険料の若年者納付猶予制度の申請手続きを行っており、その申請を基に若年者納付猶予期間として承認されていることがオンライン記録により確認できること、ii) 申立期間④については、「保険料免除・納付猶予申請却下通知書発行一覧表」により、申立期間⑥については、オンライン記録により、それぞれ免除申請について却下されていることが確認できること、iii) 申立人は申立期間①から⑥までにおいて、全額免除の申請手続きを行っていたと主張しているところ、申立期間①、③及び⑤の期間については、申立人が全額免除の申請手続きを行っていたことは確認できない上、複数回にわたって行政側が事務処



理を誤ったとは考え難いこと、iv) 申立人が申立期間①から⑥までの保険料の全額免除を申請したことを示す関連資料（保険料免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間①から⑥までの保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、23年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4449

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から52年12月まで

私は、A（職種）として勤務をしていた折、将来に不安を感じたため、昭和55年1月31日にB社会保険事務所（当時）に電話したところ、申立期間の国民年金保険料約30万円分を一括納付することが可能である旨の返答を受けたことから、その日のうちに自宅近くの郵便局又はC信用金庫（現在は、D信用金庫）E支店の窓口で約30万円を引き出し、B社会保険事務所に出向き、係の男性に申立期間の保険料を一括納付したはずであり、未納と記録されているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年1月31日に、B社会保険事務所です立期間の国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、55年1月下旬頃に払い出されたものと推認され、当該払出しの時点において、申立期間の大部分である52年9月以前の保険料は、時効により納付できず、申立期間の保険料をまとめて納付するには、53年7月1日から55年6月30日まで実施された第3回特例納付制度によらなければ納付できない。

しかし、i) 申立人が所持する領収証書によると、申立期間直後の昭和53年1月から54年3月までの保険料3万9,360円を55年2月16日にC信用金庫E支店で一括して過年度納付していることが確認できること、ii) 申立人は、「特別な制度（特例納付制度）の説明を受けて、申立期間の保険料を納付した記憶は無い。」と供述していること、iii) F区の年度別納付状況リストにおいて申立期間の保険料は未納と記録され、当該リストに不自然さはないことがないことなどを踏まえると、申立人が特例納付により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料納付額及びその納付年月日を具体的

に供述しているが、供述が変遷しており、申立人の記憶も明確ではないことから、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4450

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私が大学を卒業した年の平成10年7月頃に、私の母がA市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む過去の未納分の国民年金保険料は、母が金融機関で一括納付しているはずであり、後に法定免除期間と認められ前後の期間の保険料が還付されているのに、申立期間の保険料が還付されていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母は、「申立期間前後を含む13か月分の保険料は一括で納付した。」と主張しているところ、申立期間を含む前後13か月の期間が法定免除期間として処理される前のオンライン記録によると、当該期間の保険料の収納年月日は、平成9年7月の保険料については10年7月16日、9年8月及び同年9月の保険料は10年9月10日、同年4月から同年6月までの保険料については同年6月29日、同年7月の保険料については同年7月22日となっており、一括で納付したとする申立人の母の主張と異なる記録となっている。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私が大学を卒業後、A区役所から国民年金の加入通知が送られてきたので、私の母が国民年金の加入手続を行った。その後、私が大学生であった申立期間について、国民年金保険料が未納になっているとして保険料納付書が送られてきたので、母がA区役所B事務所で3、4回に分けて保険料を納付したにもかかわらず、未納とされており、納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和61年4月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の該当処理日から、昭和63年5月頃に払い出されたものと推認でき、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年9月までの期間及び同年12月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年6月まで  
② 平成3年8月から同年9月まで  
③ 平成3年12月から5年3月まで

私は、大学生であった平成3年に、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、母とA市B区役所に行き、大学生でも保険料を納付しなければならないと説明を受け、数か月分の保険料をまとめて納付した。その後も母と同区役所へ行き、数か月分ずつ保険料を納付した記憶がある。5年になり、初めて学生免除の説明を受け免除の申請手続を行った。申立期間①、②及び③の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年に、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、数か月分の保険料をまとめて納付し、その後も数か月分ずつ保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、4年11月20日に社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は5年7月頃に行われたものと推認されることから、加入手続が行われるまで、申立期間①、②及び③は国民年金に未加入の期間であり、申立期間①、②及び③当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される平成5年7月を基準に

すると、申立期間①のうち3年4月及び同年5月の保険料は時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料はA市B区役所で納付したと主張しているところ、平成4年4月にA市が政令指定都市になる以前、現在の同市B区役所の所在地にはC市民センターが所在していたことが確認できることから、申立人の主張する納付場所は同市民センターと考えられる。また、上記加入手続の時点において、申立期間①のうち3年6月、申立期間②及び③の保険料は過年度保険料となるが、同市B区役所は、「C市民センターは平成4年3月まで開設されており、国民年金保険料については、庁舎内の金融機関において現年度保険料のみ収納していた。」と回答していることから、同市民センター庁舎内では過年度保険料の収納は行われておらず、申立人が当該期間の保険料を過年度納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から50年3月まで

年金記録では、昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料が未納とされている。申立期間当時、私と兄は両親の下で一緒に仕事をしており、昭和44年\*月に両親が国民年金の加入手続を行い、兄と同様に申立期間に係る私の保険料も継続して納付していたはずである。また、両親も保険料の未納は無いはずなのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

なお、私の兄は国民年金手帳を2冊持っており、2冊目の国民年金手帳の記号番号欄には加入時に付番された手帳記号番号と異なる手帳記号番号が記載され、訂正されていることが確認できるので、訂正前の手帳記号番号は、昭和44年\*月に付番された私の手帳記号番号ではないか調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年10月28日に社会保険事務所（当時）からA郡B町（現在は、C郡D町）に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年12月頃に行われ、その際、44年\*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、50年12月を基準にすると、申立期間のうち48年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、上記の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間



のうち昭和 48 年 10 月以降の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の両親は既に亡くなっており、申立期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明であることから、当該期間の保険料を過年度納付していたと推認することはできない。

さらに、申立人の A 郡 B 町における国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の兄の国民年金手帳に記載された訂正前の手帳記号番号は、昭和 44 年\*月に付番された申立人の手帳記号番号ではないかと述べているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の兄に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立人の兄の国民年金手帳に記載された訂正前の手帳記号番号は、オンライン記録において、別の被保険者に付番されていることが確認できること、及び被保険者名簿から、当該被保険者は昭和 43 年 3 月 30 日から保険料の納付を開始していることが確認できることから、申立人の兄の国民年金手帳に記載された訂正前の手帳記号番号は、申立人に付番された手帳記号番号でないことは明らかである。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4973（事案 4061 及び 4632 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで  
私は、これまで二回の申立てにおいて、年金記録確認千葉地方第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けたが、A社からB社（現在は、C社）に転籍した際、給料は32万円の約束だった。

申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、i) C社は、「申立期間当時の標準報酬月額の算定に係る資料は保持していない。」と回答していること、ii) 申立期間当時、B社従業員の社会保険事務を担当していた親会社のA社D課員及びB社の元同僚は、いずれも、「申立人の申立期間に係る給与額は覚えていない。」と供述していること、iii) A社から提出された労働者名簿には、申立期間において、「54. 7. 1 基本給 280,000 円」、「55. 7. 1 基本給 360,000 円」との記載があり、申立期間のオンライン記録と符合する上、その後のB社の標準報酬月額についても、おおむね上記労働者名簿の基本給と一致すること、iv) A社元役員から供述を得ることはできないこと、v) 文書による口頭意見陳述においても、申立人の主張を裏付ける新たな事情は認められず、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 12 日付け及び 24 年 6 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「転籍した際、給料は 32 万円から 28 万円に減額され、実際には減額された給料を受け取っていた。しかし、給料は、32 万円の約束だったので、国に届けられた標準報酬月額が 28 万円であることに納得できない。」と主張している。

しかし、今回の申立人の主張は、当委員会のこれまでの二回の審議において確認されている申立人の標準報酬月額が 28 万円であることと一致している上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、審議の結果に基づき、口頭意見陳述を実施したが、新たな資料の提出は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4974 (事案 4633 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 5 日から同年 12 月 1 日まで  
私は、昭和 54 年 4 月に A 社から同社子会社として設立された B 社 (現在は、C 社) に D (役職) として転籍した。申立期間当時、B 社の従業員の社会保険事務は、親会社の A 社 E 課が行っていたところ、担当者の手続ミスで、B 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 12 月 1 日になった。当時は承知していたが、勤務実態に合わせて、資格取得日を同年 4 月 5 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時の事務担当者の手続ミスで、B 社における資格取得日が昭和 54 年 12 月 1 日になったことに納得できない。」と申し立てているが、i) 当該事業所の労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できるものの、オンライン記録によると、当該事業所は同年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間であることが確認できること、ii) 申立人及び元同僚は、「当該事業所は、申立期間当時の従業員は 2 名だった。」と供述していることから、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件である 5 名以上の従業員を使用する法人に該当しない上、当該事業所の新規適用時において資格取得した被保険者は、申立人のほか 1 名のみで、この元同僚は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 当該事業所の設立時の事情を知る親会社の元事業主は、既に死亡しており、ほかの元役員からは具体的な供述が得られないことから、同社が厚生年金保険の適用事業所になった具体的経緯等の供述を得ることがで

きないこと、iv) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることが必要であること、v) 文書による口頭意見陳述において、「親会社の事務担当者の社会保険手続に係る知識の欠除による誤処理。」を主張するが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて当該事業所が行った資格取得の届出手続遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 6 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「申立期間の保険料は給与から控除されていなかった。しかし、事務担当者の誤処理であり、私は納得できない。」と主張している。

しかし、申立人は、「申立期間の保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している上、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、審議の結果に基づき、口頭意見陳述を実施したが、新たな資料の提出は無く、申立人の給与から保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、前述の通知のとおり、特例法による記録訂正及び保険給付が行われる対象に当たらないことから、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。